

昭和四十八年九月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
地籍調査の成果の認証
解除予定の保安林
換地計画の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業計画等の適否の決定
土地改良事業計画の決定(二件)
土地改良区の成立
換地計画の変更の適否の決定
国有財産の用途廃止(三件)
開発行為に関する工事の完了
選挙管理委員会の招集
選挙管理委員会の招集
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
昭和三十八年度下期高圧ガス作業主任者試験の実施
一時保護を加えた児童の所持していたもの

公 告 昭和三十八年度下期高圧ガス作業主任者試験の実施
一時保護を加えた児童の所持していたもの

報 告 昭和三十八年度下期高圧ガス作業主任者試験の実施
一時保護を加えた児童の所持していたもの

規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「又は高等専門学校」を「若しくは高等専門学校又は事業を開始し、若しくは就職するために必要な知識技能を習得させる施設であつて学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条第一項に規定する各種学校であるもの若しくは学校教育法以外の法律若しくは政令の規定に基づき特別の教育を行なうもの(以下「修業施設」という。)(」に改め、「入学」の下に「又は入所」を加える。

第五条第一項の表の事業開始資金の項貸付金額の欄中「四〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の事業継続資金の項貸付金額の欄中「二〇〇、〇〇〇円」を「二五〇、〇〇〇円」に改め、同表の転宅資金の項貸付金額の欄中「一八、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同表の就学支度資金の項を次のように改める。

就学支度資金三〇、〇〇〇円	当該資金の貸付けにより高等学校、大学又は高等専門学校に入学した者が当該高等学校、大学又は高等専門学校における修学を終了して後（その者が死亡し、又は修学することをやめたときは、その死亡し、又はやめて後）六箇月を経過するまで	据置期間 経過後 二〇年以内
	当該資金の貸付けにより修業施設に入所した者が、当該施設における知識技能の習得を終了して後（その者が死亡し、又は知識技能を習得することをやめたときは、その死亡し、又はやめて後）六箇月を経過するまで	据置期間 経過後 五年以内

第五条第四項を次のように改める。

4 修学資金及び就学支度資金並びに修業施設において知識技能を習得する者に係る修業資金の貸付金は、無利子とし、その他の貸付金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年三パーセントとする。

第六条第三項中「入学し」の下に「若しくは入所し」を加える。

第七条第二項の表の就学支度資金の項中「入学」の下に「又は入所」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年六月十九日から適用す

る。

告示

鳥取県告示第六百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年七月一日	新納歯科医院	米子市大崎一七二五
〃 〃 〃 〃 〃	谷口クリニック	鳥取市二階町二丁目二〇六番地 金沢ビル内

鳥取県告示第六百四十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新納齒科医院	米子市大崎一七一五	昭和四十八年六月三十日
中井医院	東伯郡東伯町八橋一三八〇番地	八月二日

鳥取県告示第六百四十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 調査を行なった者の名称
日吉津村
- 二 調査を行なった時期
昭和四十七年度及び昭和四十八年度
- 三 成果の名称
日吉津村の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行なった地域
日吉津村大字日吉津地区
- 五 認証年月日
昭和四十八年九月十四日

鳥取県告示第六百四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町豊房字西牛飼尾二〇五三の一(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 三 解除の理由
林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百四十八号

昭和四十八年三月三十日付けで東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から申請のあつた東高尾地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第六百四十九号

昭和四十八年八月十四日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（北野地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十号

昭和四十八年六月二十五日付けで倉吉市岩倉五七八番地林須那雄ほか二十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年七月二日付で東伯郡北条町大字土下二〇六番地岸田政雄ほか二十人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（北条地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（北条地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月一日付で倉吉市葵町七二二倉吉市長小谷善高ほか四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（中部地区広域農道

整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（中部地区広域農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

赤碓町役場

東伯町役場

大栄町役場

関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十三号

東伯郡東郷町大字方地九五六番地川田茂ほか十五人の者から設立認可申請のあつた舎人土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月十日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の

規定により告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十四号

昭和四十八年三月三十日付けで東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から申請のあつた西高尾地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第六百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月十日から用途廃止した。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市山根字早見田五四九番二地先から同市伊木字式ノ首二一七番三地先まで	倉吉市伊木字式ノ首二一七番四地先	一三三・一〇	水路敷
		六三・五〇	道路敷
		六二・五七	道路敷

鳥取県告示第六百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月十日から用途廃止した。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市山根字早見田五四四番一地先から同市山根字早見田五四〇番六地先まで	倉吉市伊木字式ノ首二一七番地先まで	六・四五	道路敷
		六六・四六	水路敷
		四〇・八六	道路敷
倉吉市伊木字式ノ首二一七番地先から同市伊木字式ノ首二一八番地先まで	倉吉市伊木字式ノ首二一七番地先	二・一七	水路敷

鳥取県告示第六百五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月十日から用途廃止した。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	鳥取市湖山町字小山ヶ前七二九番地先から同市湖山町字小山ヶ前七〇六番地先まで	面	用途
		(平方メートル)	
		九一・六七	水路敷

鳥取県告示第六百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年十月十八日 鳥取県指令受都計第五百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉三丁目一六六

有限会社 夏目不動産

代表取締役 夏 目 恵 一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十八年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十八年九月十八日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(1) 市町村選挙啓発担当者研修会について

(2) 昭和四十九年度選挙常時啓発事業計画について

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年九月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県
 教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

課長補佐、所長補佐、館長補佐、企画広報室長、
 総務室長、同和教育室長、白兔荘管理者、主幹、
 係長及び分館長
 指導主事及び社会教育主事。ただし、係長である
 者を除く。

課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、次長
 （米子図書館の次長に限る。）、企画広報室長、
 総務室長、白兔荘管理者、主幹、係長及び分館長
 指導主事、社会教育主事及び研修主事。ただし、
 係長である者を除く。

を

に改める。

別表第二の1	別表第二の2
--------	--------

課長	課長	教育長
----	----	-----

を

事務局本庁		
右以外の職員	主幹 係長	課長補佐 室長補佐 企画広報室長 総務室長 白兔荘管理者
企画広報室 係	課長の指名する課	同和教育

別表第一中

事務局本庁		
右以外の職員	主幹 係長	課長補佐 企画広報室長 総務室長 同和教育室長 白兔荘管理者
企画広報室 係	課長の指名する課長補佐	課長

員	長長幹る書
分係	館
館	長
長長	の指名する課長 教育長又は教育長
館	
長	

に、

教育研究所

館	長
長長	の指名する課長 教育長又は教育長
館	
長	

を

図書館	次長(米子図 館の次長に限 主係分館
右以外の職	

室長	長佐	長補佐	室長	長
同和 教育室長	課長	課長	教 育 長	

に、

図書館	主館長補佐 係長幹
右以外の職員	分館長
分係	館

める。

別表第二の2中「(被監督的職員(指導主事、社会教育主事))」を「(被監督的職員(指導主事、社会教育主事及び研修主事))」に改める。
別表第二の3中「(被監督的職員(指導主事、社会教育主事以外の職員))」を「(被監督的職員(指導主事、社会教育主事及び研修主事以外の職員))」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

公 告

高田ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、

所長補佐	係	右以外の職員	係	長	所長	所長
幹	所	係	課長補佐	課	長	所
長	長	係	研修主事	長	所	長
教育長又は教育長 の指名する課長	を	教育研 ンター	に改			

昭和48年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和48年9月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 日時 昭和48年11月25日 午前9時30分から午後3時まで
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
米子市糺町一丁目160番地 西部総合事務所大会議室
- 3 試験の種類 試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	9時30分から10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から12時10分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13時00分から15時まで
第二種冷凍機械主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	10時40分から12時40分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必	13時30分から

必要な保安管理の技術	15時まで
第三種冷凍機械主任者免状に係る試験	9時30分から10時30分まで
高圧ガス取締法に係る法令	10時40分から12時10分まで
冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時40分から12時10分まで

4 受験手続

次の書類を昭和48年9月20日から昭和48年10月4日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真1枚 (手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。)
- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し (高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除されるものに限る。)
- 5 手数料及びその納付方法
 - (1) 手数料 丙種化学作業主任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械主任者免状に係る試験 700円
 - 第二種冷凍機械主任者免状に係る試験 800円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPGガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。
- (2) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (3) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (4) 不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和48年9月14日から6箇月以内に申し出て下さい。

昭和48年9月14日

鳥取県米子児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するにいたつた経緯
現金	1,000円札	3枚	3,000円	昭和48年8月8日から昭和48年8月15日までの間に鳥取市立川町、東伯郡北条町及び米子市旗ヶ崎地内に駐車中の小型トラックの中から窃取したものである。